

なぜ
憲法
改正
なのか



◎自 平成26年7月24日(木) ◎至 平成26年8月21日(木)
<毎週木曜日(8/14除く)午後6時30分~午後8時30分>

◎主催 北海道大学大学院法学研究科附属高等法政教育研究センター

第1回
7/24

「立憲主義・憲法・憲法改正

— 憲法改正問題を考える際のポイント —



現在、憲法改正をめぐる、さまざまな観点から多様な議論が出されています。そのなかの主要な論点としては、①憲法改正の必要性に関する論点（なぜ憲法改正は必要なのか）、②憲法改正の方法に関する論点（憲法96条の改正手続は厳しすぎるのか否か、憲法の内容を政府の憲法解釈の変更で変えることは可能か等）、③改正すべき内容に関する論点（憲法の何をどのように変えるのか）等をあげることができます。これらの論点は、時として相互に関連し、一見すると複雑な問題にみえます。しかし、憲法改正問題は、最終的には主権者である国民が判断しなければならない重要な問題です。そこで、この講座では、憲法改正問題に関して、各人が最終的な結論を出す前に、是非考えていただきたい、いくつかのポイントを説明します。なかでも、国の権力を制限して国民の基本的な人権を守るという「立憲主義」、立憲主義に立脚する「憲法の意味」、憲法の範囲内で国が統治を行うという「法の支配」や「法治主義」等を解説します。

講師：北海道大学大学院法学研究科教授 佐々木 雅寿

1963年、北海道生まれ。法学修士（北海道大学）、法学修士（LL.M.）（トロント大学）、博士（法学）（北海道大学）。憲法学専攻。主著に、『現代における違憲審査権の性格』（有斐閣、単著）、『はじめての憲法学（第2版）』（三省堂、共著）、『対話的違憲審査の理論』（三省堂、単著）。

第2回
7/31

「民意による政治の意義と限界

— なぜデモクラシーと立憲主義が結び付くのか —



安倍政権は、憲法9条をめぐる従来の内閣の解釈を変更して、集団的自衛権の行使を可能にしようとしている。このような内閣の方針について、どこに問題があるのか、またなぜそのような解釈変更による実質的憲法改正に政府が走るのかについて考えるのが、この講義のテーマである。

内閣の独走は、政治主導という言葉が世の中の閉塞状況を打破するための呪文のようになったことに起因している。その点では、前の民主党政権以来、政治主導という理念がどのように変質したかを振り返る必要がある。そして、民主主義、多数決、民意による政治などの、政治をめぐる基本的概念の相互関係について整理しておく必要がある。

民意に基づく政治は民主主義の基本理念であるが、同時に政治権力はしばしば暴走し、自由を脅かすこともある。そうした事態を防ぐために憲法が存在するのであり、立憲主義と民主主義が結びつかなければ、民意を体現する安全な民主政治は実現できない。

講師：法政大学法学部教授、北海道大学名誉教授 山口 二郎

1958年、岡山県生まれ。東京大学法学部卒業。行政学、現代政治専攻。1984年、北海道大学法学部助教授。93年、同教授。2000～04年、同大学院法学研究科附属高等法政教育研究センター長。近著に『政権交代とは何だったのか』（岩波書店）、『いまを生きるための政治学』（岩波書店）。

憲法改正手続の最後のハードルである国民投票法が改正され、投票資格年齢が18歳に引き下げられるなど、政権与党は着々と憲法改正に向けて地ならしを進めているようです。これに対して国民各層からは賛否両論の声が聞かれるものの、さほど強い関心を広く引き起こしているようには見えません。しかし、憲法はこの国の根本にかかわる重大な規範であり、主権者である国民がその行く末に無関心であってはいけません。そこで今年の北大法学研究科附属高等研センターの公開講座では、ズバリ「憲法改正」を取り上げます。果たしていま憲法を変える必要はあるのか、変えるとしたら何を变えるべきなのか、憲法を改正しようとする政治的な意図は何なのか、それは日本の将来へどう影響するのか、自民党はいったい何をどう変えたがっているのか、国際社会から日本の憲法改正はどう見えているのかなど、憲法改正について市民とともに多角的に考える機会をもとうと思います。

北海道大学大学院法学研究科附属高等法政教育研究センター長
鈴木 賢

なぜ
憲法改正
なの
か？

「自民党草案の反立憲主義的性格について ——中国憲法との比較の視点から」

第3回
8/7

憲法改正を主張する自民党は2012年に改正草案を作成し、公表している。この草案のなかには権力者ばかりか国民にも憲法遵守義務を規定するなど、近代立憲主義とは相容れないかのような考え方が含まれ、また国家に家父長主義的な役割を認めようとする規定もある。

実はこうした傾向は意外にも現行の中国憲法にも見られる特徴であり、近代立憲主義を正面から否定する中国憲法を鏡にすると自民党が憲法をどう変えたいか、この国をどこへ導こうとしているかがよく分かる。

本講座では、中国憲法と対比することを通じて、自民党が進める憲法改正のもつ反立憲主義的な性格を浮き上がらせたい。



講師：北海道大学大学院法学研究科附属高等法政教育研究センター長・教授 鈴木 賢

1960年、北海道生まれ。北海道大学大学院法学研究科博士課程修了、博士(法学)。中国法・台湾法専攻。主著に『現代中国法入門』(有斐閣、共著)、『中国にとって法とは何か』(岩波書店、共著)、『文化大革命の遺制と闘う 徐友漁と中国のリベラリズム』(社会評論社、共著)。

「憲法9条は日本の安全を保障するか」

第4回
8/21

この講義では、憲法9条が戦後日本において歴史的に担っていた役割を考えてみたい。

自衛隊は軍隊であり、それを今後も持ち続ける以上、戦力不保持を謳った9条とはすでに乖離しているから、それは改正されるべきという有力な意見もある。また、法治国家として、そのように法的に正当でない暴力装置を抱えていることが周りに不安を与えるので、明示的に自衛隊を位置づけたほうがよい、だから憲法改正すべきとの意見も聞かれる。

しかし歴史的には、9条賛成派が「敵」としてきた「日米安保」とセットで、日本を比較的軽武装にとどめ、日本が他国から見て脅威に映るのを抑えてきた。その「9条=安保体制」の枠内で、河野・村山談話やアジア女性基金など、不十分ながら日本は和解のメッセージを近隣諸国に投げかけてきた。これらは、日本の安全保障に資する構えや動きであった。この点を皆さんはどう考えますか。

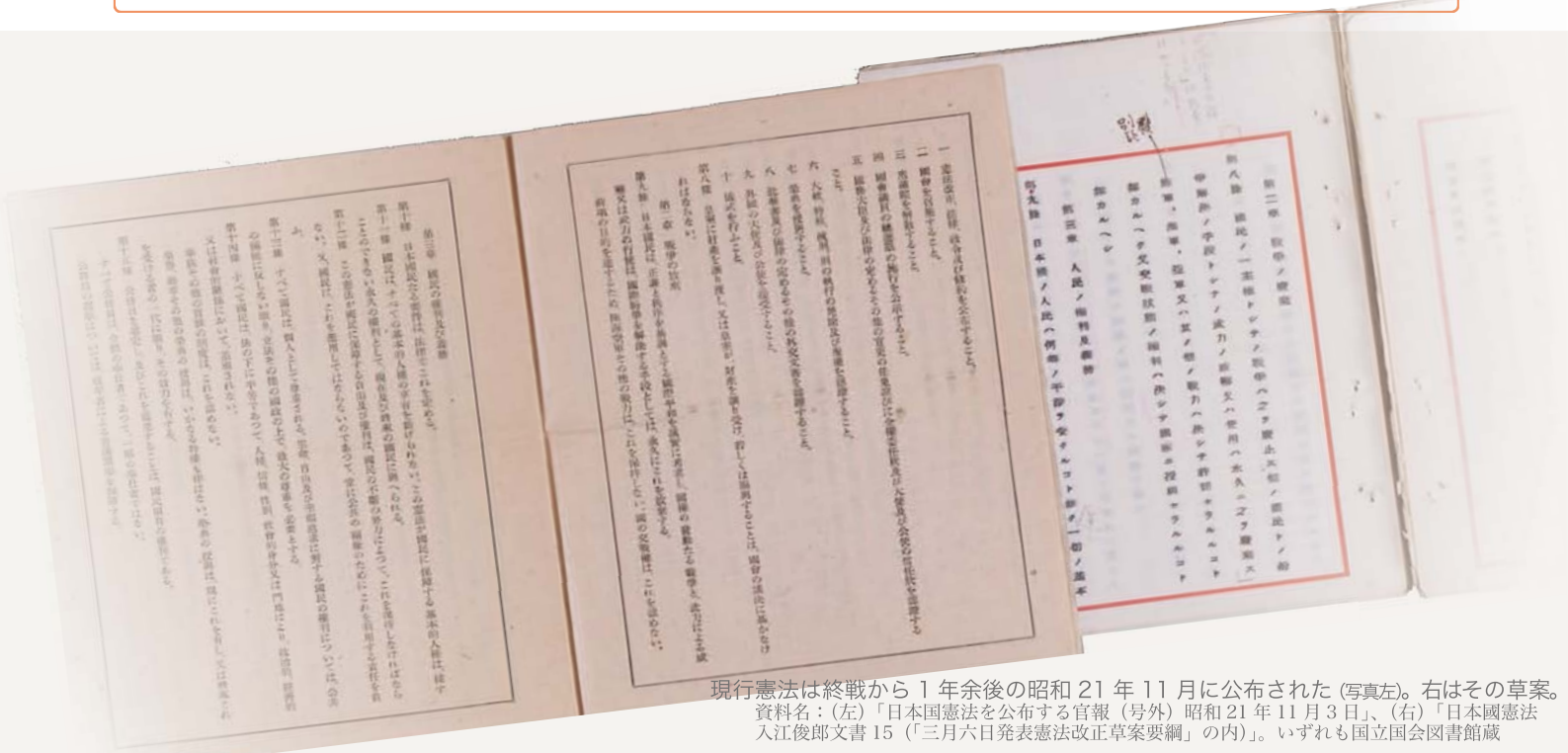
※参考：拙ブログ「日本の安全保障(雑感)：9条=安保、軽武装=和解、中国=沖繩」<http://endoken.blog.fc2.com/blog-entry-75.html>



写真提供：「朝日新聞デジタル」(2014年5月1日掲載)

講師：北海道大学大学院法学研究科・公共政策大学院教授 遠藤 乾

1966年、東京都生まれ。英オックスフォード大大学院で博士(政治学)。国際政治・欧州政治専攻。北海道大学法学部助手、講師、助教授を経て、2006年より現職。近著に「統合の終焉 EUの実像と論理」(岩波書店)、『文化大革命の遺制と闘う 徐友漁と中国のリベラリズム』(社会評論社、共著)。



現行憲法は終戦から1年余後の昭和21年11月に公布された(写真左)。右はその草案。資料名：(左)「日本国憲法を公布する官報(号外)昭和21年11月3日」、(右)「日本國憲法入江俊郎文書15(「三月六日発表憲法改正草案要綱」の内)。いずれも国立国会図書館蔵

1. 開講日程

日 程	講 義 題 目	講 師
第1回 7月24日(木)	「立憲主義・憲法・憲法改正 —憲法改正問題を考える際のポイント—」	北海道大学大学院法学研究科 教授 佐々木 雅 寿
第2回 7月31日(木)	「民意による政治の意義と限界 —なぜデモクラシーと立憲主義が結び付く のか」	法政大学法学部教授、 北海道大学名誉教授 山 口 二 郎
第3回 8月7日(木)	「自民党草案の反立憲主義的性格について —中国憲法との比較の視点から」	北海道大学大学院法学研究科 附属高等法政教育研究センター 教授 鈴木 賢
第4回 8月21日(木)	「憲法9条は日本の安全を保障するか」	北海道大学大学院法学研究科・ 公共政策大学院 教授 遠 藤 乾

2. 実施会場 北海道大学人文・社会科学総合教育研究棟W203室(札幌市北区北9条西7丁目)

3. 受講資格 満18歳以上の方であればどなたでも受講できます。

4. 定 員 50名

5. 申込要領 (ア) 申込期間 6月23日(月) から7月4日(金)まで〔土曜日・日曜日及び祝日を除く〕
午前9時から午後5時
なお、受講者数に限りがありますので、申込期間内であっても定員に達した場合には申込を締切ることがあります。

(イ) 申込場所 札幌市北区北9条西7丁目北海道大学法学研究科・法学部庶務担当

(ウ) 受講申込書に必要事項を記入のうえ、直接または郵送にてお申し込みください。

※受講者証は所定の振込用紙のE票(郵便振替払込受付証明書・北海道大学受付証明書)と引換えに公開講座初日にお渡しします。

※受講申込書で得られた個人情報、個人情報保護法に則り、本公開講座の運営及び関連統計業務以外の目的には一切使用いたしません。

6. 受講料 (ア) 金 額 3,000円

(イ) 納付方法 受講申込後に郵送します所定の振込用紙ご利用の上、銀行または郵便局によりお振込み願います。お振込みは必ず窓口で行い、E票を受領してください。(E票は公開講座初日に受講者証と引換えいたしますので、ATM(現金自動預払機)は利用しないでください)

なお、納入した受講料はお返しできません。

7. 修了証書 3回以上受講した方には、修了証書を授与します。

8. その他 (ア) この講座に関するお問い合わせ先

北海道大学法学研究科・法学部庶務担当

〒060-0809 札幌市北区北9条西7丁目

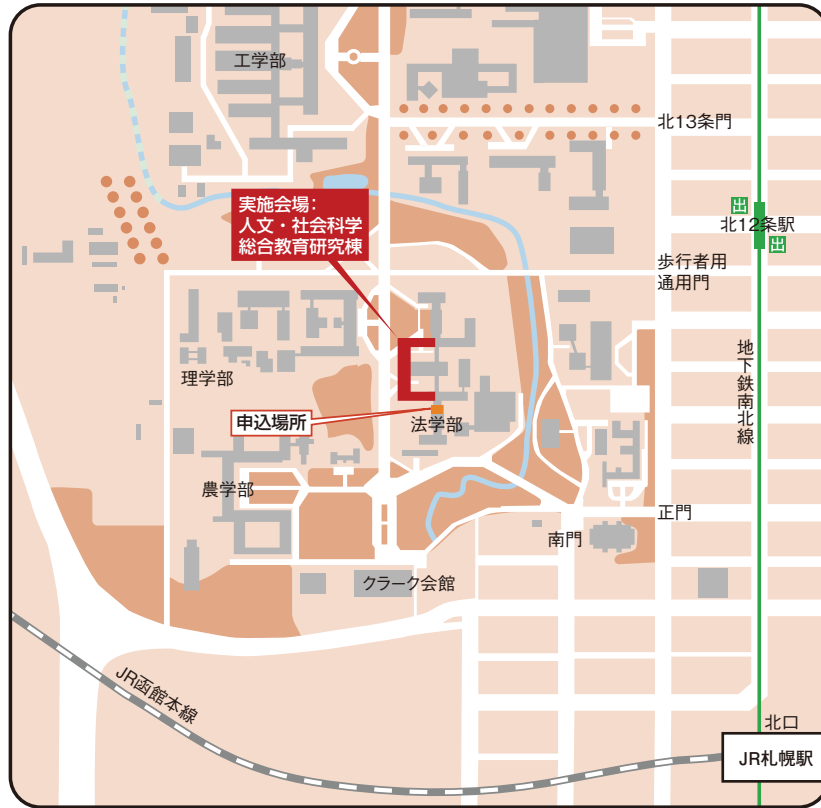
電話011-706-(ダイヤルイン)3119, 3118)

(イ) 申込場所および実施会場の略図は別図のとおりです。(車での来学はお控えください)

(ウ) 道民カレッジに入学されている方で、本講座を受講し、修了証書の交付を受けた方は、道民カレッジの単位を取得することができます。(本講座：8単位)

〈申込場所・実施会場案内図〉

※ 車での来学はお控えください。



〒060-0809 北海道札幌市北区北9条西7丁目
 北海道大学法学研究科・法学部庶務担当
 電話 011-706-3119
 FAX 011-706-4948

※(きりとり線)

平成26年度北海道大学大学院法学研究科附属高等法政教育研究センター公開講座

受講申込書

ふりがな 氏名			年齢	満 歳
			性別	男・女
現住所	(〒 -) 都道府県		Tel () -	
受講歴	過去に本公開講座を受講されたことがある方は以下の受講年度に○印をつけてください。 平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度 その他(年度)			
道民カレッジ連携講座 単位認定	有・無 (○印をつけてください)		手帳番号	
	備考		〈以下は記入しないでください〉	
受付 月 日			番号	

なぜ
憲法
改正
なのか



北海道大学大学院法学研究科附属高等法政教育研究センター

〒060-0809 北海道札幌市北区北9条西7丁目

電話 011-706-3119

FAX 011-706-4948